



2020年12月24日

AGS 税理士法人
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥
米国公認会計士 トーマスナイリン

ベトナムの移転価格文書規定について

ベトナムでは、2017年5月1日より Decree 20 及び Circular 41 が施行されたことで、移転価格税制が導入されました。これにより、対象企業は法定申告期限（事業年度の終了日から90日後）までにマスターファイル（“MF”）及びローカルファイル（“LF”）（以下、「移転価格文書」と総称）を作成することが義務付けられることとなりました。

1. 開始時期及び作成期限

ベトナムの移転価格税制は、2017年5月1日以降に適用が開始されています。これにより、免除規定を満たさない限り、ベトナム法人は事業年度終了日から90日以内に移転価格文書（MF及びLF）の作成が義務付けられました。

2. 移転価格文書の範囲

ベトナムはOECDに加盟しておりませんが、移転価格文書化規定は、概ねBEPS行動計画13に規定されるMF及びLFに準拠した内容となっているため、作成すべき移転価格文書は当該規定に基づいて作成することになります。なお、移転価格文書の作成言語はベトナム語になっていますが、多くのベトナム法人は、日本語又は英語で作成したものをベトナム語に翻訳しています。

3. 対象となる法人及び取引

基本的には国外関連取引があるベトナムの現地法人が対象となりますが、以下に該当した場合には移転価格文書の作成義務が免除されます。

（マスターファイル、ローカルファイルを含む移転価格文書）

- ・ 事業年度の総収入が50 billion ベトナムドン（約2億5千万円）以下の場合、かつ、事業年度の関連会社間取引額が30 billion ベトナムドン（約1億5千万円）以下の場合
- ・ APAを締結している場合
- ・ 活動内容が比較的シンプルで定常的な利益を獲得している場合（下記参照）

活動内容	卸売	製造	加工
定常的な営業利益率	5%以上	10%以上	15%以上

4. ペナルティ

税務調査期間中、ベトナム税務当局からの移転価格文書提出の要求に応じて 15 日以内に提出しない場合は税務当局独自の算定に基づく推定課税に加え、過少申告加算税 20%、及び延滞利息 1 日あたり 0.03%が適用されます。

以上

(問い合わせ先)

渡辺清弥 : k.watanabe@agsc.co.jp

トーマスナイリン : thomas@agsc.co.jp